

○関西国際空港の着陸料算定の特例を定める達

(平成 28 年 1 月 20 日 達第 8 号)

最終改正 平成31年 3 月 26 日 達第 2 号

関西国際空港供用規程（以下「規程」という。）第 13 条第 2 項第 1 号イに規定する関西国際空港の着陸料算定の特例を次のとおり定める。

I 着陸料単価の特例

国際航空に従事する航空機に係る着陸料は、規程第 13 条第 2 項第 1 号ア(ア)の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの間、当該航空機の最大離陸重量（単位は、トンによるものとし、1 トン未満は、1 トンとして計算する。以下同じ。）に 1,990 円を乗じて得た金額とする。

II 最大離陸重量の特例

1. 特例の対象及び種類

規程第 13 条第 2 項第 1 号ア(ア)から(エ)までにおいて着陸料算定を行う場合の算定の基礎となる最大離陸重量の扱いについては、次に掲げる特例を設けることとし、当該特例は 2. から 11. までにおいて定める内容とする。また、それぞれの特例の適用については、航空運送事業者（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 100 条第 1 項又は同法第 129 条第 1 項の許可を受けた者とする。以下同じ。）ごとに行うこととする。なお、2. から 11. までの規定に基づいて算出される重量を、IIIにおいて着陸料の算定を行う際に計算の基礎となる重量から割引引くべき重量（以下「算定割引重量」という。）とする。

(1) 航空運送事業者のうち、国際航空に従事する航空機を運航する者（以下「国際航空運送事業者」という。）に適用されるもの

- ① 国際線旅客便増量割引
- ② 国際線旅客便新規路線割引
- ③ 国際線旅客便トランジット路線割引
- ④ 国際線貨物便増量割引
- ⑤ 国際線深夜早朝割引

なお、①にかかる算定割引重量と過年度分の②にかかる算定割引重量が重複する場合、①の割引を優先して適用し、②に係る算定割引重量から重複部分の算定割引重量を控除する。

(2) 航空運送事業者のうち、国内航空に従事する航空機を運航する者（以下「国内航空運送事業

者」という。)に適用されるもの

- ① 関西圏ネットワーク拡充割引
- ② 国内線リージョナルジェット機割引
- ③ 国内線深夜早朝割引
- ④ 国内線旅客便新規路線割引
- ⑤ 国内線貨物便増量割引

(3) 上記割引の算定にあたって使用する用語等の定義は、別表第1のとおりとする。

(4) 上記割引の適用を受けることを希望する国際航空運送事業者及び国内航空運送事業者は、関西国際空港国際線着陸料割引申請書(第1号様式)または、関西国際空港国内線着陸料割引申請書(第2号様式)(以下「申請書」という。)を毎期運航開始日までに関西エアポート株式会社(以下「会社」という。)に提出することとし、提出がなされない場合は、各割引の適用条件を満たす場合であったとしても、本特例を受けることはできないものとする。ただし、平成29年度第1期分については、4月における会社の最終営業日までに提出がなされた場合、本特例を受けられるものとする。

(5) 着陸料の請求は、割引額等を考慮しない額により月次で行うものとし、この達に定める各期終了後、この達の規定に従い割引額を算定し、返戻金として航空運送事業者にこれを還付する。還付期限は、各期の最終日の属する月の翌々月における会社の最終営業日とする。

(6) 会社に支払うべき使用料または賃料等に未払金がある場合は、その残高の多寡及び未払いの早期解消見込みの有無にかかわらず、各割引の適用条件を満たす場合であっても、本特例を受けることはできないものとする。

2. 国際線旅客便増量割引

(1) 国際線旅客便増量割引の適用期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までとし、算定割引重量の算定に際し用いる期の単位期間は別表第2に定める。

(2) 国際線旅客便増量割引の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国際航空に従事する航空機で、国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、関西国際空港と本邦外の地点との間に路線(これと接続して運航される本邦内の各地間における路線を含む。)を定めて一定の日時により有償で旅客を運送する航空機とする。

(3) 各路線における就航航空会社数が、各期初の時点で4社を超える場合は、当該路線(以下「キャップ対象路線」という。)にかかる増量については、当該期においては、国際線旅客便増量割引算定の対象外とする。なお、期の途中で4社を超えた場合については、当該期の終了分までは国際線旅客便増量割引算定の対象とし、キャップ対象路線において、期の途中で4社以下となった場合は、当該期の次期より国際線旅客便増量割引算定の対象とする。

(4) 各年・各期における算定割引重量の算出にあたっては次の計算による。

【就航1年目の割引】

TWG_a(α)を以下の各場合において、定義する。

1) $\widehat{W}D_a(\alpha) > W_{aAPT}(\alpha) + \widehat{W}DTransit_a(\alpha)$ の場合

$$TWG_a(\alpha) = W_{aAPT}(\alpha) + \widehat{W}DTransit_a(\alpha)$$

2) $\widehat{W}D_a(\alpha) \leq W_{aAPT}(\alpha) + \widehat{W}DTransit_a(\alpha)$ の場合

$$TWG_a(\alpha) = \widehat{W}D_a(\alpha)$$

上記にて定義した TWG_a(α)をもとに、以下の計算を行う。

A) TWG_a(α) > 0 の場合

Short FTWG_a(α) × 80% + Long FTWG_a(α) × 90% を算定割引重量とし、Short FTWG_a(α) 及び Long FTWG_a(α) については以下の計算をもって算出するものとする。

短距離	Short TWG _a (α) > 0 かつ (Short TWG _a (α) - Short $\widehat{W}DTransit_a(\alpha)$) > 0 の場合	左記以外の場合
中長距離	Short TWG _a (α) > 0 かつ (Long TWG _a (α) - Long $\widehat{W}DTransit_a(\alpha)$) > 0 の場合	Short FTWG _a (α) = 0 Long FTWG _a (α) は下表参照
上記以外の場合	Short FTWG _a (α) は下表参照 Long FTWG _a (α) = 0	-

上記表に基づいて導かれた結果を下記表に当てはめ、導かれた結果より Short FTWG_a(α) 及び Long FTWG_a(α) を求める。

短距離		以下のうち最も小さいものを Short FTWG _a (α) とする。			
		Short TWG _a (α) - Short $\widehat{W}DTransit_a(\alpha)$	Short TWG _a (α)	TWG _a (α)	
中長距離	右記のうち最も小さいものを Long FTWG _a (α) とする。	Long TWG _a (α) - Long $\widehat{W}DTransit_a(\alpha)$	①参照	②参照	③参照
		Long TWG _a (α)	④参照	⑤参照	③参照
		TWG _a (α)	⑥参照	⑥参照	-

① Short FTWG_a(α)

$$= (\text{Short TWG}_a(\alpha) - \text{Short } \widehat{W}DTransit_a(\alpha)) \times (1 - ((\text{Short } \widehat{W}LN_a(\alpha) - \text{Short } \widehat{W}LNTransit_a(\alpha)) / (\text{Short } W_a(\alpha) - \text{Short } \widehat{W}Transit_a(\alpha)) \times 50\%))$$

$$\text{Long FTWG}_a(\alpha) = (\text{Long TWG}_a(\alpha) - \text{Long } \widehat{W}DTransit_a(\alpha)) \times (1 - ((\text{Long } \widehat{W}LN_a(\alpha) - \text{Long } \widehat{W}LNTransit_a(\alpha)) / (\text{Long } W_a(\alpha) - \text{Long } \widehat{W}Transit_a(\alpha)) \times 50\%))$$

- ② Short FTWG_a(α) = Short TWG_a(α) × (1 - Short W^{LN}_a(α) / Short W_a(α) × 50%)
 Long FTWG_a(α) = (Long TWG_a(α) - Long W^DTransit_a(α)) × (1 - ((Long W^{LN}_a(α) - Long W^{LN}Transit_a(α)) / (Long W_a(α) - Long W^{Transit}_a(α)) × 50%))
- ③ Short FTWG_a(α) = Short TWG_a(α) × (1 - Short W^{LN}_a(α) / Short W_a(α) × 50%)
 Long FTWG_a(α) = 0
- ④ Short FTWG_a(α)
 = (Short TWG_a(α) - Short W^DTransit_a(α)) × (1 - ((Short W^{LN}_a(α) - Short W^{LN}Transit_a(α)) / (Short W_a(α) - Short W^{Transit}_a(α)) × 50%))
 Long FTWG_a(α) = Long TWG_a(α) × (1 - Long W^{LN}_a(α) / Long W_a(α) × 50%)
- ⑤ Short FTWG_a(α) = Short TWG_a(α) × (1 - Short W^{LN}_a(α) / Short W_a(α) × 50%)
 Long FTWG_a(α) = Long TWG_a(α) × (1 - Long W^{LN}_a(α) / Long W_a(α) × 50%)
- ⑥ Short FTWG_a(α) = 0
 Long FTWG_a(α) = Long TWG_a(α) × (1 - Long W^{LN}_a(α) / (Long W_a(α)) × 50%)

B) A) 以外の場合、算定割引重量は 0 とする。

【就航 2 年目の割引】

A) W^D_a(α+1) ≥ 0 の場合

Short FTWG_a(α · α+1) × 50% + Long FTWG_a(α · α+1) × 60% を算定割引重量とし、Short FTWG_a(α · α+1) 及び Long FTWG_a(α · α+1) については以下の計算をもって算出するものとする。

a)、b)、c) 及び d) の条件及び下記表に基づいて導かれた結果より Short FTWG_a(α · α+1) 及び Long FTWG_a(α · α+1) を算出する。

- a) Short W_a(α+1) - Short W^{Transit}_a(α+1) - Short FTWG_a(α+1) ≥ Short FTWG_a(α)
- b) Short W_a(α+1) - Short W^{Transit}_a(α+1) - Short FTWG_a(α+1) < Short FTWG_a(α)
- c) Long W_a(α+1) - Long W^{Transit}_a(α+1) - Long FTWG_a(α+1) ≥ Long FTWG_a(α)
- d) Long W_a(α+1) - Long W^{Transit}_a(α+1) - Long FTWG_a(α+1) < Long FTWG_a(α)

中長距離		短距離		Short W ^D _a (α+1) < 0 の場合
		Short W ^D _a (α+1) ≥ 0 かつ		
		a) の場合	b) の場合	
Long W ^D _a (α+1) ≥ 0 かつ	c) の場合	⑪参照	⑭参照	⑰参照
	d) の場合	⑫参照	⑮参照	⑱参照
Long W ^D _a (α+1) < 0 の場合		⑬参照	⑯参照	-

- ⑪ Short FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Short FTWG_a(α)
 Long FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Long FTWG_a(α)
- ⑫ Short FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Short FTWG_a(α)
 Long FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Long W_a($\alpha + 1$) - Long W[^]Transit_a($\alpha + 1$) - Long FTWG_a($\alpha + 1$)
- ⑬ Short FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Short FTWG_a(α)
 Long FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = 0
- ⑭ Short FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Short W_a($\alpha + 1$) - Short W[^]Transit_a($\alpha + 1$) - Short FTWG_a($\alpha + 1$)
 Long FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Long FTWG_a(α)
- ⑮ Short FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Short W_a($\alpha + 1$) - Short W[^]Transit_a($\alpha + 1$) - Short FTWG_a($\alpha + 1$)
 Long FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Long W_a($\alpha + 1$) - Long W[^]Transit_a($\alpha + 1$) - Long FTWG_a($\alpha + 1$)
- ⑯ Short FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Short W_a($\alpha + 1$) - Short W[^]Transit_a($\alpha + 1$) - Short FTWG_a($\alpha + 1$)
 Long FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = 0
- ⑰ Short FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = 0
 Long FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Long FTWG_a(α)
- ⑱ Short FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = 0
 Long FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 1$) = Long W_a($\alpha + 1$) - Long W[^]Transit_a($\alpha + 1$) - Long FTWG_a($\alpha + 1$)

B) A)以外の場合、算定割引重量は0とする。

【就航3年目の割引】

A) $W_a(\alpha + 2) - W_a(\alpha) \geq 0$ の場合

Short FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) × 30% + Long FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) × 40% を算定割引重量とし、Short FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) 及び Long FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) については以下の計算をもって算出するものとする。

	短距離	Short W _a ($\alpha + 2$) -Short W _a (α) ≥ 0 の場合	Short W _a ($\alpha + 2$) -Short W _a (α) < 0 の場合
中長距離			
Long W _a ($\alpha + 2$) -Long W _a (α) ≥ 0 の場合		Short FTWG _a ($\alpha \cdot \alpha + 2$) > 0 か ⊃ Long FTWG _a ($\alpha \cdot \alpha + 2$) > 0	Short FTWG _a ($\alpha \cdot \alpha + 2$) = 0 Long FTWG _a ($\alpha \cdot \alpha + 2$) > 0
Long W _a ($\alpha + 2$) -Long W _a (α) < 0 の場合		Short FTWG _a ($\alpha \cdot \alpha + 2$) > 0 Long FTWG _a ($\alpha \cdot \alpha + 2$) = 0	-

上記表に基づいて導かれた結果及び下記 a)、b)、c) 及び d) を下記表に当てはめ、導かれた結果より Short FTWG_a(α) 及び Long FTWG_a(α) を求める。

a) Short W_a($\alpha + 2$) - Short W[^]Transit_a($\alpha + 2$) - Short FTWG_a($\alpha + 2$) - Short FTWG_a($\alpha + 1$)
 \geq Short FTWG_a(α)

- b) $\text{Short } W_a(\alpha+2) - \text{Short } \hat{W}^{\text{Transit}}_a(\alpha+2) - \text{Short FTWG}_a(\alpha+2) - \text{Short FTWG}_a(\alpha+1)$
 $\langle \text{Short FTWG}_a(\alpha)$
- c) $\text{Long } W_a(\alpha+2) - \text{Long } \hat{W}^{\text{Transit}}_a(\alpha+2) - \text{Long FTWG}_a(\alpha+2) - \text{Long FTWG}_a(\alpha+1)$
 $\geq \text{Long FTWG}_a(\alpha)$
- d) $\text{Long } W_a(\alpha+2) - \text{Long } \hat{W}^{\text{Transit}}_a(\alpha+2) - \text{Long FTWG}_a(\alpha+2) - \text{Long FTWG}_a(\alpha+1)$
 $\langle \text{Long FTWG}_a(\alpha)$

中長距離 \diagdown 短距離		Short FTWG _a (α · α+2) > 0 かつ		Short FTWG _a (α · α+2) = 0 の場合
		a) の場合	b) の場合	
Long FTWG _a (α · α+2) > 0 かつ	c) の場合	㉑参照	㉒参照	㉗参照
	d) の場合	㉒参照	㉓参照	㉘参照
Long FTWG _a (α · α+2) = 0 の場合		㉓参照	㉔参照	-

- ㉑ $\text{Short FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2) = \text{Short FTWG}_a(\alpha)$
 $\text{Long FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2) = \text{Long FTWG}_a(\alpha)$
- ㉒ $\text{Short FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2) = \text{Short FTWG}_a(\alpha)$
 $\text{Long FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2)$
 $= \text{Long } W_a(\alpha+2) - \text{Long } \hat{W}^{\text{Transit}}_a(\alpha+2) - \text{Long FTWG}_a(\alpha+2) - \text{Long FTWG}_a(\alpha+1)$
- ㉓ $\text{Short FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2) = \text{Short FTWG}_a(\alpha)$
 $\text{Long FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2) = 0$
- ㉔ $\text{Short FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2)$
 $= \text{Short } W_a(\alpha+2) - \text{Short } \hat{W}^{\text{Transit}}_a(\alpha+2) - \text{Short FTWG}_a(\alpha+2) - \text{Short FTWG}_a(\alpha+1)$
 $\text{Long FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2) = \text{Long FTWG}_a(\alpha)$
- ㉕ $\text{Short FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2)$
 $= \text{Short } W_a(\alpha+2) - \text{Short } \hat{W}^{\text{Transit}}_a(\alpha+2) - \text{Short FTWG}_a(\alpha+2) - \text{Short FTWG}_a(\alpha+1)$
 $\text{Long FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2)$
 $= \text{Long } W_a(\alpha+2) - \text{Long } \hat{W}^{\text{Transit}}_a(\alpha+2) - \text{Long FTWG}_a(\alpha+2) - \text{Long FTWG}_a(\alpha+1)$
- ㉖ $\text{Short FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2)$
 $= \text{Short } W_a(\alpha+2) - \text{Short } \hat{W}^{\text{Transit}}_a(\alpha+2) - \text{Short FTWG}_a(\alpha+2) - \text{Short FTWG}_a(\alpha+1)$
 $\text{Long FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2) = 0$
- ㉗ $\text{Short FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2) = 0$
 $\text{Long FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2) = \text{Long FTWG}_a(\alpha)$
- ㉘ $\text{Short FTWG}_a(\alpha \cdot \alpha+2) = 0$

Long FTWG_a($\alpha \cdot \alpha + 2$)

=Long W_a($\alpha + 2$)-Long W^Transit_a($\alpha + 2$)- Long FTWG_a($\alpha + 2$)-Long FTWG_a($\alpha + 1$)

B) A)以外の場合、算定割引重量は0とする。

(5) (4)の規定において、当該国際線単位期間累計重量が前年同期の国際線単位期間累計重量と比較し減量があった場合において、その減量が軽微なものと会社が認めたときは、必要な補正を行い、算定割引重量を算定する。

(6) (4)から(5)までの規定に基づき算定割引重量を算定するに際して、一の単位期間の日数とこれと比較すべき単位期間の日数に差がある場合は、必要な補正を行い、算定割引重量を算定する。

(7) 前各号のほか、国際航空運送事業者が関西国際空港で運航できないような不可抗力等の事態であると会社が認めた場合、会社は算定割引重量を算定するために必要な補正を行うことができる。

3. 国際線旅客便新規路線割引

(1) 国際線旅客便新規路線割引の適用期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までとし、算定割引重量の算定に際し用いる期の単位期間は別表第2に定める。

(2) 国際線旅客便新規路線割引の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国際航空に従事する航空機で、国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、関西国際空港と本邦外の地点との間に路線（これと接続して運航される本邦内の各地間における路線を含む。）を定めて一定の日時により有償で旅客を運送する場合において、平成28年4月1日から10月31日の期間及び平成28年11月1日から平成29年3月31日の期間のそれぞれの期間に定期便の運航実績がなかった都市への路線を運航する際に使用される航空機とする。

(3) 本割引の適用にあたっては、国土交通大臣より就航の認可等を最も早く受けた航空会社の路線運航にかかる航空機に対してのみ適用されるものとし、また本割引の適用期間中に一度本割引が適用された路線については、それぞれの期間において、同一の国際航空運送事業者による路線の休止後の再開又は他の航空運送事業者による新設若しくは休止後の再開があったとしても、再度の適用はしないものとする。

(4) 就航年数については、該当便の就航開始日の属する別表第2の単位期間（第1期と第2期を通算した期間）を1年目とし、以降単位期間（第1期と第2期を通算した期間）ごとに2年目、3年目とする。

(5) 各年・各期における算定割引重量の算出にあたっては次の計算による。

【就航1年目の割引】

以下の各場合において、 $TWN_a(\alpha)$ を定義する。

1) $\hat{W}D_a(\alpha) \geq 0$ の場合

$$TWN_a(\alpha) = \hat{W}N_a(\alpha) - \hat{W}N_{Transit}_a(\alpha)$$

2) $\hat{W}D_a(\alpha) < 0$ の場合

$$TWN_a(\alpha) = \hat{W}D_a(\alpha) + \hat{W}N_a(\alpha) - \hat{W}N_{Transit}_a(\alpha)$$

上記にて定義した $TWN_a(\alpha)$ をもとに、以下の計算を行う。

A) $TWN_a(\alpha) > 0$ の場合

a) Short $TWN_a(\alpha) > 0$ かつ Long $TWN_a(\alpha) > 0$ の場合

$(Short\ TWN_a(\alpha) \times (1 - Short\ \hat{W}NLN_a(\alpha) / Short\ \hat{W}N_a(\alpha) \times 50\%) \times 90\% + Long\ TWN_a(\alpha) \times (1 - Short\ \hat{W}NLN_a(\alpha) / Short\ \hat{W}N_a(\alpha) \times 50\%) \times 100\%)$ を算定割引重量とする。

b) Short $TWN_a(\alpha) > 0$ かつ Long $TWN_a(\alpha) = 0$ の場合

$Short\ TWN_a(\alpha) \times (1 - Short\ \hat{W}NLN_a(\alpha) / Short\ \hat{W}N_a(\alpha) \times 50\%) \times 90\%$ を算定割引重量とする。

c) Short $TWN_a(\alpha) = 0$ かつ Long $TWN_a(\alpha) > 0$ の場合

$Long\ TWN_a(\alpha) \times (1 - Long\ \hat{W}NLN_a(\alpha) / Long\ \hat{W}N_a(\alpha) \times 50\%) \times 100\%$ を算定割引重量とする。

B) A) 以外の場合、算定割引重量は0とする。

【就航2年目の割引】

A) $DeTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1) > 0$ の場合、

$Short\ FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1) \times 60\% + Long\ FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1) \times 80\%$ を算定割引重量とし、Short $FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1)$ 及び Long $FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1)$ については以下の計算をもって算出するものとする。

a) Short $TWN_a(\alpha) > 0$ かつ Long $TWN_a(\alpha) > 0$ の場合

$$Short\ FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1) = Short\ DeTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1)$$

$$Long\ FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1) = Long\ DeTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1)$$

b) Short $TWN_a(\alpha) > 0$ かつ Long $TWN_a(\alpha) = 0$ の場合

$$Short\ FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1) = Short\ DeTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1)$$

$$Long\ FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1) = 0$$

c) Short $TWN_a(\alpha) = 0$ かつ Long $TWN_a(\alpha) > 0$ の場合

$$Short\ FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1) = 0$$

$$Long\ FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1) = Long\ DeTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1)$$

d) a)、b) または c) 以外の場合、

$$Short\ FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1) = 0$$

$$Long\ FTWN_a(\alpha \cdot \alpha + 1) = 0$$

B) A)以外の場合、算定割引重量は0とする。

【就航3年目の割引】

A) DeTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) > 0 の場合

Short FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) × 40% + Long FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) × 40% を算定割引重量とし、Short FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) 及び Long FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) については以下の計算をもって算出するものとする。

a) Short TWN_a(α) > 0 かつ Long TWN_a(α) > 0 の場合

Short FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) = Short DeTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$)

Long FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) = Long DeTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$)

b) Short TWN_a(α) > 0 かつ Long TWN_a(α) = 0 の場合

Short FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) = Short DeTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$)

Long FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) = 0

c) Short TWN_a(α) = 0 かつ Long TWN_a(α) > 0 の場合

Short FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) = 0

Long FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) = Long DeTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$)

d) a)、b) または c) 以外の場合、

Short FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) = 0

Long FTWN_a($\alpha \cdot \alpha + 2$) = 0

B) A)以外の場合、算定割引重量は0とする。

4. 国際線旅客便トランジット路線割引

(1) 国際線旅客便トランジット路線割引の適用期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までとし、算定割引重量の算定に際し用いる期の単位期間は別表第2に定める。

(2) 国際線旅客便トランジット路線割引の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国際航空に従事する航空機で、国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、路線（これと接続して運航される本邦内の各地間における路線を含む。）を定めて一定の日時により有償で旅客を運送する航空機のうち、以下の条件をすべて満たすものとする。

ア 国際航空運送事業者による本邦外空港 A-関西国際空港-本邦外空港 B、また関西国際空港以外の本邦内空港-関西国際空港-本邦外空港を運航する航空機

イ 上記の運航に使用される航空機の各運航区間ごとの IATA SRS に定められた飛行距離を合計した総飛行距離が 6,000km 以上である路線に使用されている航空機のうち、飛行距離の短い区間において、関西国際空港に到着する便に使用されている航空機

ウ 中継地である関西国際空港に到着する便と出発する便が同一便名である航空機

エ 中継地として関西国際空港に停留する時間が国土交通大臣より認可等を受けたダイヤにおいて、往復ともに4時間以内である航空機

(3) 算定割引重量は、以下の式にて求める。

$$\frac{(\hat{W}^{\text{Transit}}_a(\alpha) + \hat{W}^{\text{NTransit}}_a(\alpha)) \times (1 - (\hat{W}^{\text{LNtransit}}_a(\alpha) + \hat{W}^{\text{NLNtransit}}_a(\alpha)) / (\hat{W}^{\text{Transit}}_a(\alpha) + \hat{W}^{\text{NTransit}}_a(\alpha)))}{\hat{W}^{\text{Transit}}_a(\alpha) + \hat{W}^{\text{NTransit}}_a(\alpha)} \times 50\%$$

を算定割引重量とする。

5. 国際線貨物便増量割引

(1) 国際線貨物便増量割引の適用期間は平成29年3月26日から平成32年3月31日までとし、算定割引重量の算定に際し用いる期の単位期間を別表第3に定める。

(2) 国際線貨物便増量割引の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国際航空に従事する航空機で、国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、関西国際空港と本邦外の地点との間に路線（これと接続して運航される本邦内の各地間における路線を含む。）を定めて一定の日時により有償で専ら貨物を運送する航空機とする。

(3) 各年・各期における算定割引重量の算出は次による。

・ $W(y)$ = (2) に規定する航空機の最大離陸重量の単位期間における当該国際航空運送事業者ごとの合計（以下「国際線単位期間累計重量」という。）。

・ $N(y)$ = 6. 国際線深夜早朝割引の算定対象重量。平成29年11月1日以降は、深夜早朝時間帯（日本標準時1時00分から同5時59分まで）の着陸料が適用された航空機の最大離陸重量に、50%を乗じた重量の総計。

・ 各計算の算出において、負の場合は0とする。

(ア) 平成29年各期における算定割引重量の算出

(a) $W_{26} < W_{27} < W_{28} < W_{29}$ の場合

$((W_{29} - N_{29}) - (W_{28} - N_{28})) \times 80\% + ((W_{28} - N_{28}) - (W_{27} - N_{27})) \times 50\% + ((W_{27} - N_{27}) - (W_{26} - N_{26})) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(b) $W_{26} < W_{27} < W_{29} < W_{28}$ の場合

$((W_{27} - N_{27}) - (W_{26} - N_{26})) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(c) $W_{27} < W_{28} < W_{29}$ の場合

$((W_{29} - N_{29}) - (W_{28} - N_{28})) \times 80\% + ((W_{28} - N_{28}) - (W_{27} - N_{27})) \times 50\%$ を算定割引重量とする。

(d) $W_{28} < W_{29}$ の場合

$((W_{29} - N_{29}) - (W_{28} - N_{28})) \times 80\%$ を算定割引重量とする。

(e) (a)、(b)、(c)または(d)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(イ) 平成30年各期における算定割引重量の算出

(a) $W27 < W28 < W29 < W30$ の場合

$((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 80\% + ((W29 - N29) - (W28 - N28)) \times 50\% + ((W28 - N28) - (W27 - N27)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(b) $W27 < W28 < W30 < W29$ の場合

$((W28 - N28) - (W27 - N27)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(c) $W28 < W29 < W30$ の場合

$((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 80\% + ((W29 - N29) - (W28 - N28)) \times 50\%$ を算定割引重量とする。

(d) $W29 < W30$ の場合

$((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 80\%$ を算定割引重量とする。

(e) (a)、(b)、(c)または(d)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(ウ) 平成31年各期における算定割引重量の算出

(a) $W28 < W29 < W30 < W31$ の場合

$((W31 - N31) - (W30 - N30)) \times 80\% + ((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 50\% + ((W29 - N29) - (W28 - N28)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(b) $W28 < W29 < W31 < W30$ の場合

$((W29 - N29) - (W28 - N28)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(c) $W29 < W30 < W31$ の場合

$((W31 - N31) - (W30 - N30)) \times 80\% + ((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 50\%$ を算定割引重量とする。

(d) $W30 < W31$ の場合

$((W31 - N31) - (W30 - N30)) \times 80\%$ を算定割引重量とする。

(e) (a)、(b)、(c)または(d)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(エ) 平成32年各期における算定割引重量の算出

(a) $W29 < W30 < W31 < W32$ の場合

$((W31 - N31) - (W30 - N30)) \times 50\% + ((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(b) $W29 < W30 < W32 < W31$ の場合

$((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(c) $W30 < W31 < W32$ の場合

$((W31 - N31) - (W30 - N30)) \times 50\%$ を算定割引重量とする。

(d) (a)、(b)または(c)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(オ) 平成33年各期における算定割引重量の算出

(a) $W30 < W31 < W32 < W33$ または $W30 < W31 < W33 < W32$ の場合

$((W31-N31)-(W30-N30)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(b) (a)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(4) (3)の規定において、当該国際線単位期間累計重量が前年同期の国際線単位期間累計重量と比較し減量があった場合において、その減量が軽微なものと会社が認めたときは、必要な補正を行い、算定割引重量を算定する。

(5) (3) から (4) までの規定に基づき算定割引重量を算定するに際して、一の単位期間の日数とこれと比較すべき単位期間の日数に差がある場合は、必要な補正を行い、算定割引重量を算定する。

(6) 前各号のほか、国際航空運送事業者が関西国際空港で運航できないような不可抗力等の事態であると会社が認めた場合、会社は算定割引重量を算定するために必要な補正を行うことができる。

6. 国際線深夜早朝割引

(1) 国際線深夜早朝割引の適用期間は平成29年3月26日から平成29年10月31日までとする。

(2) 国際線深夜早朝割引の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国際航空に従事する航空機で、国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、関西国際空港と本邦外の地点との間に路線（これと接続して運航される本邦内の各地間における路線を含む。）を定めて一定の日時により有償で旅客又は貨物を運航する航空機とする。

(3) (2)に規定する航空機のうち、深夜早朝時間帯（日本標準時1時00分から同5時59分まで）に着陸した航空機（着陸時刻は国土交通省大阪航空局関西空港事務所において記録されたATA（実際着陸時刻・日本標準時）とする。）の最大離陸重量に、50%を乗じた重量を、算定割引重量とする。

7. 関西圏ネットワーク拡充割引

(1) 関西圏ネットワーク拡充割引の適用期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までとし、算定割引重量の算定に際し用いる期の単位期間は別表第2に定める。

(2) 関西圏ネットワーク拡充割引の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国内航空に従事する航空機で、国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、関西国際空港と本邦内の他の地点との間に路線を定めて一定の日時により有償で旅客を運送する航空機のうち、次に掲げるすべての条件を満たす航空機とする。

ア 最大離陸重量が50トンを超える航空機

イ ターボジェット発動機を装備する航空機

ウ 別に定める一の航空運送事業グループの運航計画において、大阪国際空港及び神戸空港い

ずれの空港との間でも運航していない地点を離陸し、関西国際空港に着陸した航空機

(3) 算定割引重量については、(2)に規定する航空機の最大離陸重量に、50%を乗じた重量とする。

8. 国内線リージョナルジェット機割引

- (1) 国内線リージョナルジェット機割引の適用期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までとし、算定割引重量の算定に際し用いる期の単位期間は別表第2に定める。
- (2) 国内線リージョナルジェット機割引の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国内航空に従事する航空機で、国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、関西国際空港と本邦内の他の地点との間において有償で旅客を運送する場合において、当該運航に使用される航空機のうち、次に掲げるすべての条件を満たす航空機とする。(ただし、当該航空機を用いた運航が各単位期間中において合計12便に満たない場合においては、次に掲げるすべての条件を満たした場合においても、本割引の対象外とする)
- ア 最大離陸重量が50トン以下の航空機
 - イ ターボジェット発動機を装備する航空機
 - ウ 関西国際空港を発着する国内航空運送事業者の総旅客数が前年度において30万人未満の地点を離陸し、関西国際空港に着陸した航空機
- (3) 算定割引重量については、(2)に規定する航空機の最大離陸重量に、平成29年4月1日から平成31年3月31日までは80%を乗じた重量とし、平成31年4月1日から平成32年3月31日までは、その最大離陸重量に、60%を乗じた重量とする。

9. 国内線深夜早朝割引

- (1) 国内線深夜早朝割引の適用期間は平成29年4月1日から平成29年10月31日までとする。
- (2) 国内線深夜早朝割引の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国内航空に従事する航空機で、国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、関西国際空港と本邦内の地点との間に路線を定めて一定の日時により有償で旅客又は貨物を運航する航空機とする。
- (3) (2)に規定する航空機のうち、深夜早朝時間帯(日本標準時1時00分から同5時59分まで)に着陸した航空機(着陸時刻は国土交通省大阪航空局関西空港事務所において記録されたATA(実際着陸時刻・日本標準時)とする。)の最大離陸重量に、50%を乗じた重量を、算定割引重量とする。

10. 国内線旅客便新規路線割引

- (1) 国内線旅客便新規路線割引の適用期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までとし、算定割引重量の算定に際し用いる期の単位期間を別表第2に定める。

(2) 国内線旅客便新規路線割引の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国内航空に従事する航空機で、国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、関西国際空港と本邦内の他の地点との間に路線を定めて一定の日時により有償で旅客を運送する場合において、平成 28 年度において定期便の運航実績がなかった都市への路線を運航する際に使用される航空機とする。ただし、平成 29 年 1 月 1 日以降平成 29 年 3 月 31 日までに新規路線として認定されるべき路線の就航があった場合については、当該路線が平成 29 年 4 月 1 日に就航があったものとしてみなし、当該路線に使用された航空機に対して本割引を適用することとする。

(3) 本割引の適用にあたっては、国土交通大臣より就航の認可等を最も早く受けた航空会社の当該路線運航にかかる航空機に対してのみ適用されるものとする。

(4) 就航年数については、該当便の就航開始日の属する別表第 2 の単位期間（第 1 期と第 2 期を通算した期間）を 1 年目とし、以降単位期間（第 1 期と第 2 期を通算した期間）ごとに 2 年目、3 年目とする。

(5) 各年度・各期における算定割引重量の算出にあたっては次の計算による。ただし、算出した算定割引重量が負の場合は 0 とする。

【就航 1 年目の割引】

A) $\hat{W}D_a(\alpha) \geq 0$ の場合

$TWN_a(\alpha) \times 80\%$ を算定割引重量とする。

B) $\hat{W}D_a(\alpha) < 0$ の場合

$(\hat{W}D_a(\alpha) + TWN_a(\alpha)) \times 80\%$ を算定割引重量とする。

【就航 2 年目の割引】

以下の表及び式に従って算出割引重量を算出する。

A) $((W_a(\alpha+1) - \hat{W}LN_a(\alpha+1) - \hat{W}Net_a(\alpha+1) - \hat{W}SA_a(\alpha+1)) - (W_a(\alpha-1) - \hat{W}LN_a(\alpha-1) - \hat{W}Net_a(\alpha-1) - \hat{W}SA_a(\alpha-1))) \geq 0$ の場合

$TWN_a(\alpha \cdot \alpha+1) \times 50\%$ を算定割引重量とする。

B) $((W_a(\alpha+1) - \hat{W}LN_a(\alpha+1) - \hat{W}Net_a(\alpha+1) - \hat{W}SA_a(\alpha+1)) - (W_a(\alpha-1) - \hat{W}LN_a(\alpha-1) - \hat{W}Net_a(\alpha-1) - \hat{W}SA_a(\alpha-1))) < 0$ の場合

$((W_a(\alpha+1) - \hat{W}LN_a(\alpha+1) - \hat{W}Net_a(\alpha+1) - \hat{W}SA_a(\alpha+1)) - (W_a(\alpha-1) - \hat{W}LN_a(\alpha-1) - \hat{W}Net_a(\alpha-1) - \hat{W}SA_a(\alpha-1))) + TWN_a(\alpha \cdot \alpha+1) \times 50\%$ を算定割引重量とする。

【就航 3 年目の割引】

$((W_a(\alpha+1) - \hat{W}LN_a(\alpha+1) - \hat{W}Net_a(\alpha+1) - \hat{W}SA_a(\alpha+1)) - (W_a(\alpha-1) - \hat{W}LN_a(\alpha-1) - \hat{W}Net_a(\alpha-1) - \hat{W}SA_a(\alpha-1))) + TWN_a(\alpha \cdot \alpha+1) > 0$ かつ $TWN_a(\alpha \cdot \alpha+1) > 0$ の場合において

A) $((W_a(\alpha+2)-\widehat{LN}_a(\alpha+2)-\widehat{Net}_a(\alpha+2)-\widehat{SA}_a(\alpha+2))-(W_a(\alpha-1)-\widehat{LN}_a(\alpha-1)-\widehat{Net}_a(\alpha-1)-\widehat{SA}_a(\alpha-1)))>0$ の場合

$TWN_a(\alpha \cdot \alpha+2) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

B) $((W_a(\alpha+2)-\widehat{LN}_a(\alpha+2)-\widehat{Net}_a(\alpha+2)-\widehat{SA}_a(\alpha+2))-(W_a(\alpha-1)-\widehat{LN}_a(\alpha-1)-\widehat{Net}_a(\alpha-1)-\widehat{SA}_a(\alpha-1)))<0$ の場合

$((W_a(\alpha+2)-\widehat{LN}_a(\alpha+2)-\widehat{Net}_a(\alpha+2)-\widehat{SA}_a(\alpha+2))-(W_a(\alpha-1)-\widehat{LN}_a(\alpha-1)-\widehat{Net}_a(\alpha-1)-\widehat{SA}_a(\alpha-1)))+TWN_a(\alpha \cdot \alpha+2)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。上記以外の場合、算定割引重量は0とする。

(6) (5)の規定において、当該国内線単位期間累計重量が前年度同期の国内線単位期間累計重量と比較し減量があった場合において、その減量が軽微なものと会社が認めるときは、必要な補正を行い、算定割引重量を算定する。

(7) (5) から (6) の適用にあたっては、規程第13条第2項第1号ア(イ)から(エ)に応じて重量を査定するものとする。

11. 国内線貨物便増量割引

(1) 国内線貨物便増量割引の適用期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までとし、算定割引重量の算定に際し用いる期の単位期間を別表第2に定める。

(2) 国内線貨物便増量割引の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国内航空に従事する航空機で、国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、関西国際空港と本邦内の他の地点との間に路線を定めて一定の日時により有償で専ら貨物を運送する航空機とする。

(3) 各年度・各期における算定割引重量の算出は次による。

・ $W(y) =$ (2)に規定する航空機の最大離陸重量の単位期間における当該国内航空運送事業者ごとの合計(以下「国内線単位期間累計重量」という。)

・ $N(y) = 9$. 国内線深夜早朝割引の算定対象重量。平成29年11月1日以降は、深夜早朝時間帯(日本標準時1時00分から同5時59分まで)の着陸料が適用された航空機の最大離陸重量に、50%を乗じた重量の総計。

・ 各計算の算出において、負の場合は0とする。

(ア) 平成29年各期における算定割引重量の算出

(a) $W_{26} < W_{27} < W_{28} < W_{29}$ の場合

$((W_{29} - N_{29}) - (W_{28} - N_{28})) \times 80\% + ((W_{28} - N_{28}) - (W_{27} - N_{27})) \times 50\% + ((W_{27} - N_{27}) - (W_{26} - N_{26})) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(b) $W_{26} < W_{27} < W_{29} < W_{28}$ の場合

$((W_{27} - N_{27}) - (W_{26} - N_{26})) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(c) $W_{27} < W_{28} < W_{29}$ の場合

$((W29 - N29) - (W28 - N28)) \times 80\% + ((W28 - N28) - (W27 - N27)) \times 50\%$ を算定割引重量とする。

(d) $W28 < W29$ の場合

$((W29 - N29) - (W28 - N28)) \times 80\%$ を算定割引重量とする。

(e) (a)、(b)、(c)または(d)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(イ) 平成30年各期における算定割引重量の算出

(a) $W27 < W28 < W29 < W30$ の場合

$((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 80\% + ((W29 - N29) - (W28 - N28)) \times 50\% + ((W28 - N28) - (W27 - N27)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(b) $W27 < W28 < W30 < W29$ の場合

$((W28 - N28) - (W27 - N27)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(c) $W28 < W29 < W30$ の場合

$((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 80\% + ((W29 - N29) - (W28 - N28)) \times 50\%$ を算定割引重量とする。

(d) $W29 < W30$ の場合

$((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 80\%$ を算定割引重量とする。

(e) (a)、(b)、(c)または(d)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(ウ) 平成31年各期における算定割引重量の算出

(a) $W28 < W29 < W30 < W31$ の場合

$((W31 - N31) - (W30 - N30)) \times 80\% + ((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 50\% + ((W29 - N29) - (W28 - N28)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(b) $W28 < W29 < W31 < W30$ の場合

$((W29 - N29) - (W28 - N28)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(c) $W29 < W30 < W31$ の場合

$((W31 - N31) - (W30 - N30)) \times 80\% + ((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 50\%$ を算定割引重量とする。

(d) $W30 < W31$ の場合

$((W31 - N31) - (W30 - N30)) \times 80\%$ を算定割引重量とする。

(e) (a)、(b)、(c)または(d)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(エ) 平成32年各期における算定割引重量の算出

(a) $W29 < W30 < W31 < W32$ の場合

$((W31 - N31) - (W30 - N30)) \times 50\% + ((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(b) $W29 < W30 < W32 < W31$ の場合

$((W30 - N30) - (W29 - N29)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(c) $W30 < W31 < W32$ の場合

$((W31 - N31) - (W30 - N30)) \times 50\%$ を算定割引重量とする。

(d) (a)、(b)または(c)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(オ) 平成33年各期における算定割引重量の算出

(a) $W30 < W31 < W32 < W33$ または $W30 < W31 < W33 < W32$ の場合

$((W31 - N31) - (W30 - N30)) \times 30\%$ を算定割引重量とする。

(b) (a)にあてはまらない場合

算定割引重量は0とする。

(4) (3)の規定において、当該国内線単位期間累計重量が前年度同期の国内線単位期間累計重量と比較し減量があった場合において、その減量が軽微なものと会社が認めたときは、必要な補正を行い、算定割引重量を算定する。

(5) (3)から(4)の適用にあたっては、規程第13条第2項第1号ア(イ)から(エ)に応じて重量を査定するものとする。

(6) 前各号のほか、国内航空運送事業者が関西国際空港で運航できないような不可抗力等の事態であると会社が認めた場合、会社は算定割引重量を算定するために必要な補正を行うことができる。

12. 重量の査定

2. から 11. までの規定の適用にあたっては、共同運航、会社合併、持株会社設立等による経営統合等に関する場合その他会社が必要と認める場合は重量の査定を行うものとする。

ただし、会社が必要と認めるときは当該査定の一部又は全部を行わないことができる。

III 特例が適用される航空機の着陸料の算出方法

IIに定める最大離陸重量の特例が適用される航空運送事業者が、会社に対して支払わなければならない着陸料の額は、当該航空運送事業者の国際航空に従事する航空機及び国内航空に従事する航空機のそれぞれにおける着陸料算定の基礎となる最大離陸重量の合計から、IIの2. から11. までの規定に基づき算出される算定割引重量を控除した重量（トンによるものとし、トン未満は、1トンとして計算する。）に、規程第13条第2項第1号ア(ア)から(エ)までに定める額（Iに定める着陸料単価の特例が適用される場合は、特例適用後の額）を乗じた額とする。

IV 着陸料の特例

1. 特例の対象及び種類

規程第13条第2項第1号ア(ア)から(エ)までの着陸料の扱いについては、次に掲げる特例により算定された額（以下「控除額」という。）を控除することとし、当該特例は2. 及び3. にお

いて定める内容とする。

①国際旅客便オープンスポット特例

②国内旅客便オープンスポット特例

2. 国際旅客便オープンスポット特例

(1) 国際旅客便オープンスポット特例の適用期間は、平成 29 年 3 月 26 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(2) 控除額の算定に際し用いる期の単位期間は、別表第 3 のとおりとする。

(3) 国際旅客便オープンスポット特例の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国際航空に従事する航空機で、国際航空運送事業者が、他人の需要に応じ、旅客を運送する航空機のうち、次に掲げるすべての条件を満たす航空機とする。

ア 機体の構造上、関西国際空港旅客搭乗橋設備を使用可能な航空機

イ やむを得ず関西国際空港のオープンスポットを使用し、出発又は到着の際に、旅客の搭乗又は降機を目的としてランプバスが運行された航空機

(4) 単位期間における控除額は、国際航空運送事業者ごとに算定し、旅客の搭乗又は降機 1 回に使用したランプバスの運行費用（消費税及び地方消費税を含まない。）のうち会社が認めた費用と会社が別に定める旅客搭乗橋設備使用料（消費税及び地方消費税を含まない。）の差額の合計額とする。ただし、控除額は、当該ランプバスが運行された航空機に係る規程第 13 条第 2 項第 1 号ア(ア)の着陸料の額（I に定める着陸料単価の特例が適用される場合は、特例適用後の額）を上限とする。

3. 国内旅客便オープンスポット特例

(1) 国内旅客便オープンスポット特例の適用期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(2) 控除額の算定に際し用いる期の単位期間は、別表第 2 のとおりとする。

(3) 国内旅客便オープンスポット特例の対象となる航空機は、関西国際空港に着陸した国内航空に従事する航空機で、国内航空運送事業者が、他人の需要に応じ、旅客を運送する航空機のうち、次に掲げるすべての条件を満たす航空機とする。

ア 機体の構造上、関西国際空港旅客搭乗橋設備を使用可能な航空機

イ やむを得ず関西国際空港のオープンスポットを使用し、出発又は到着の際に、旅客の搭乗又は降機を目的としてランプバスが運行された航空機

(4) 単位期間における控除額は、国内航空運送事業者ごとに算定し、旅客の搭乗又は降機 1 回に使用したランプバスの運行費用（消費税及び地方消費税を含まない。）のうち会社が認めた費用と会社が別に定める旅客搭乗橋設備使用料（消費税及び地方消費税を含まない。）の差額の合計額と

する。ただし、控除額は、当該ランプバスが運行された航空機に係る規程第 13 条第 2 項第 1 号ア (イ) から (エ) までの着陸料の額を上限とする。

附 則

この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、Ⅱの 5、Ⅱの 6 及びⅣの 2 については、平成 29 年 3 月 26 日から施行する。また、改正前の規定による国際線増量割引又は国内線増量割引の適用をすでに受けているものについては、その適用期間内は、なお従前のおりとする。

附 則

この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で有効であった規定による国際線増量割引又は国内線増量割引の適用をすでに受けているものについては、その適用期間内は、なお従前のおりとする。

附 則

この達は、平成 30 年 4 月 1 日に遡って施行する。

附 則

この達は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日時点で有効であった規定による国際線増量割引又は国内線増量割引の適用をすでに受けているものについては、その適用期間内は、なお従前のおりとする。

別表第1 各種割引算定における用語の定義

<国際線割引（2、3及び4）>

用語	定義
Short	IATA SRSにおいて、関西国際空港からの距離が3,000km未満の地点への路線
Long	IATA SRSにおいて、関西国際空港からの距離が3,000km以上の地点への路線
$WW^{\wedge}Transit_a(\alpha)$	α 年度におけるa社のトランジット路線割引対象重量
$W^{\wedge}Transit_a(\alpha)$	$WW^{\wedge}Transit_a(\alpha) - W^{\wedge}NTransit_a(\alpha)$ α 年度におけるa社のトランジット路線割引対象重量（新規地点路線除く）
$W^{\wedge}NTransit_a(\alpha)$	α 年度におけるa社のトランジット路線割引対象重量（新規地点路線）
$WWA_a(\alpha)$	α 年度におけるa社によるA地点から到着した航空機の着陸重量の合計
$WA_a(\alpha)$	$WWA_a(\alpha) - W^{\wedge}Transit_a(\alpha)$ α 年度におけるa社によるA地点から到着した航空機の着陸重量の合計（トランジット路線割引対象重量を除く）
$WA(\alpha)$	$WA_a(\alpha) + WA_b(\alpha) + \dots + WA_z(\alpha)$ α 年度におけるA地点から到着した航空機の着陸重量の合計
$WIA_a(\alpha)$	$WA_a(\alpha) - WA_a(\alpha - 1)$ ただし $WIA_a(\alpha) < 0$ の場合、 $WIA_a(\alpha) = 0$ とする α 年度におけるa社によるA地点から到着した航空機の $\alpha - 1$ 年度からの着陸重量増量分の合計
$WIA(\alpha)$	$WIA_a(\alpha) + WIA_b(\alpha) + \dots + WIA_z(\alpha)$ α 年度におけるA地点から到着した航空機の $\alpha - 1$ 年度からの着陸重量増量分の合計
$W_{aAPT}(\alpha)$	$((WA(\alpha) - WA(\alpha - 1)) \times WIA_a(\alpha) / WIA(\alpha)) + ((WB(\alpha) - WB(\alpha - 1)) \times WIB_a(\alpha) / WIB(\alpha)) + \dots + ((WZ(\alpha) - WZ(\alpha - 1)) \times WIZ_a(\alpha) / WIZ(\alpha))$ ただし、 $W_{aAPT}(\alpha) < 0$ の場合、 $W_{aAPT}(\alpha) = 0$ とする α 年度におけるa社による全就航地点（A地点、B地点、・・・）から到着した航空機の $\alpha - 1$ 年度からの各地点における総増量を増量に寄与した航空会社間で按分した後の重量の合計
$WW^{\wedge}_a(\alpha)$	α 年度におけるa社による着陸重量。ただし、当該重量においては、IIの2の（3）にかかわらず、キャップ対象路線にかかる重量を含むものとする。
$W_a(\alpha)$	$WW^{\wedge}_a(\alpha) - W^{\wedge}N_a(\alpha)$ α 年度におけるa社による着陸重量。ただし、当該重量においては、IIの2の（3）にかかわらず、キャップ対象路線にかかる重量を含むものとする。（新規地点路線除く）
$W^{\wedge}N_a(\alpha)$	α 年度に新規地点路線と認定されたa社による α 年度の着陸重量の合計
$WW^{\wedge}LN_a(\alpha)$	α 年度におけるa社の深夜早朝割引対象重量

$W^{\wedge}LN_a(\alpha)$	$WW^{\wedge}LN_a(\alpha) - W^{\wedge}NLN_a(\alpha)$
	α 年度における a 社の深夜早朝割引対象重量 (新規地点路線除く)
$W^{\wedge}NLN_a(\alpha)$	α 年度における a 社の深夜早朝割引対象重量 (新規地点路線)
$WW^{\wedge}LNTransit_a(\alpha)$	α 年度における a 社のトランジット路線割引対象便の深夜早朝割引対象重量
$W^{\wedge}LNTransit_a(\alpha)$	$WW^{\wedge}LNTransit_a(\alpha) - W^{\wedge}NLNTransit_a(\alpha)$
	α 年度における a 社のトランジット路線割引対象便の深夜早朝割引対象重量 (新規地点路線除く)
$W^{\wedge}NLNTransit_a(\alpha)$	α 年度における a 社のトランジット路線割引対象便の深夜早朝割引対象重量 (新規地点路線)
$W^{\wedge}DTransit_a(\alpha)$	$W^{\wedge}Transit_a(\alpha) - W^{\wedge}Transit_a(\alpha-1)$
	α 年度における a 社の $\alpha-1$ 年度からのトランジット路線割引対象重量の増減
$W^{\wedge}D_a(\alpha)$	$W_a(\alpha) - W_a(\alpha-1)$
	α 年度における a 社の $\alpha-1$ 年度からの着陸重量の増減
$TWG_a(\alpha)$	α 年度における a 社の増量割引算定の基礎となる重量
$TWN_a(\alpha)$	α 年度に新規地点路線と認定された a 社の新規路線割引対象重量 ただし、 $TWN_a(\alpha) < 0$ の場合、 $TWN_a(\alpha) = 0$ とする。
$FTWG_a(\alpha)$	α 年度における a 社の増量割引算定対象重量
$FTWG_a(\alpha \cdot \alpha+1)$	$\alpha+1$ 年度における α 年度に増量割引の適用を受けた a 社の 2 年目増量割引対象重量
$FTWG_a(\alpha \cdot \alpha+2)$	$\alpha+2$ 年度における α 年度に増量割引の適用を受けた a 社の 3 年目増量割引対象重量
$DeTWN_a(\alpha \cdot \alpha+1)$	$\alpha+1$ 年度における α 年度に新規地点路線と認定された路線の a 社の重量の合計。ただし、 $DeTWN_a(\alpha \cdot \alpha+1) > TWN_a(\alpha)$ の場合、 $DeTWN_a(\alpha \cdot \alpha+1) = TWN_a(\alpha)$ とする。
$DeTWN_a(\alpha \cdot \alpha+2)$	$\alpha+2$ 年度における α 年度に新規地点路線と認定された路線の a 社の重量の合計。ただし、 $DeTWN_a(\alpha \cdot \alpha+2) > TWN_a(\alpha)$ の場合、 $DeTWN_a(\alpha \cdot \alpha+2) = TWN_a(\alpha)$ とする。
$FTWN_a(\alpha \cdot \alpha+1)$	$\alpha+1$ 年度における α 年度に新規地点路線と認定された路線の a 社の新規路線割引対象重量
$FTWN_a(\alpha \cdot \alpha+2)$	$\alpha+2$ 年度における α 年度に新規地点路線と認定された路線の a 社の新規路線割引対象重量 ただし、 $FTWN_a(\alpha \cdot \alpha+1) = 0$ の場合、 $FTWN_a(\alpha \cdot \alpha+2) = 0$ とする。

< 国内線割引 (10) >

用語	定義
$WW^{\wedge}_a(\alpha)$	α 年度における a 社の着陸重量
$W_a(\alpha)$	$WW^{\wedge}_a(\alpha) - W^{\wedge}N_a(\alpha)$

	α 年度における a 社の着陸重量（新規地点路線除く）
$\hat{W}_a(\alpha)$	α 年度に新規地点路線と認定された a 社による α 年度の路線の着陸重量
$\hat{W}_{LN}_a(\alpha)$	α 年度における a 社の深夜早朝割引対象重量（新規地点路線除く）
$\hat{W}_{NLN}_a(\alpha)$	α 年度における a 社の深夜早朝割引対象重量（新規地点路線）
$\hat{W}_{Net}_a(\alpha)$	α 年度における a 社の関西圏ネットワーク拡充割引対象重量（新規地点路線除く）
$\hat{W}_{NNet}_a(\alpha)$	α 年度における a 社の関西圏ネットワーク拡充割引対象重量（新規地点路線）
$\hat{W}_{SA}_a(\alpha)$	α 年度における a 社の国内線リージョナルジェット機割引対象重量（新規地点路線除く）
$\hat{W}_{NSA}_a(\alpha)$	α 年度における a 社の国内線リージョナルジェット機割引対象重量（新規地点路線）
$\hat{W}_D_a(\alpha)$	$\frac{(\hat{W}_a(\alpha) - \hat{W}_{LN}_a(\alpha) - \hat{W}_{Net}_a(\alpha) - \hat{W}_{SA}_a(\alpha)) - (\hat{W}_a(\alpha-1) - \hat{W}_{LN}_a(\alpha-1) - \hat{W}_{Net}_a(\alpha-1) - \hat{W}_{SA}_a(\alpha-1))}{\alpha}$ α 年度における a 社の $\alpha-1$ 年度からの着陸重量増減 ただし、7、8及び9の割引にかかる査定後の重量とする
$TWN_a(\alpha)$	$\hat{W}_a(\alpha) - \hat{W}_{NLN}_a(\alpha) - \hat{W}_{NNet}_a(\alpha) - \hat{W}_{NSA}_a(\alpha)$ α 年度に新規地点路線と認定された a 社による α 年度の路線の着陸重量 ただし、7、8及び9の割引にかかる査定後の重量とする
$\hat{W}_a(\alpha \cdot \alpha+1)$	α 年度に新規地点路線と認定された a 社による $\alpha+1$ 年度の路線の着陸重量の合計
$\hat{W}_{NLN}_a(\alpha \cdot \alpha+1)$	α 年度に新規地点路線と認定された a 社による $\alpha+1$ 年度の路線の国内線深夜早朝割引対象重量（新規地点路線）
$\hat{W}_{NNet}_a(\alpha \cdot \alpha+1)$	α 年度に新規地点路線と認定された a 社による $\alpha+1$ 年度の路線の関西圏ネットワーク拡充割引対象重量（新規地点路線）
$\hat{W}_{NSA}_a(\alpha \cdot \alpha+1)$	α 年度に新規地点路線と認定された a 社による $\alpha+1$ 年度の路線の国内線リージョナルジェット機割引対象重量（新規地点路線）
$TWN_a(\alpha \cdot \alpha+1)$	$\hat{W}_a(\alpha \cdot \alpha+1) - \hat{W}_{NLN}_a(\alpha \cdot \alpha+1) - \hat{W}_{NNet}_a(\alpha \cdot \alpha+1) - \hat{W}_{NSA}_a(\alpha \cdot \alpha+1)$ $\alpha+1$ 年度における α 年度に新規地点路線と認定された路線の a 社の新規路線割引対象重量 ただし、7、8及び9の割引にかかる査定後の重量とする
$\hat{W}_a(\alpha \cdot \alpha+2)$	α 年度に新規地点路線と認定された a 社による $\alpha+2$ 年度の路線の着陸重量の合計
$\hat{W}_{NLN}_a(\alpha \cdot \alpha+2)$	α 年度に新規地点路線と認定された a 社による $\alpha+2$ 年度の路線の国内線深夜早朝割引対象重量（新規地点路線）
$\hat{W}_{NNet}_a(\alpha \cdot \alpha+2)$	α 年度に新規地点路線と認定された a 社による $\alpha+2$ 年度の路線の関西圏ネットワーク拡充割引対象重量（新規地点路線）
$\hat{W}_{NSA}_a(\alpha \cdot \alpha+2)$	α 年度に新規地点路線と認定された a 社による $\alpha+2$ 年度の路線の国内線リージョナルジェット機割引対象重量（新規地点路線）
$TWN_a(\alpha \cdot \alpha+2)$	$\hat{W}_a(\alpha \cdot \alpha+2) - \hat{W}_{NLN}_a(\alpha \cdot \alpha+2) - \hat{W}_{NNet}_a(\alpha \cdot \alpha+2) - \hat{W}_{NSA}_a(\alpha \cdot \alpha+2)$ $\alpha+2$ 年度における α 年度に新規地点路線と認定された路線の a 社の新規路線割引対象重量 ただし、7、8及び9の割引にかかる査定後の重量とする

別表第2 国際線旅客便増量割引、国際線旅客便新規路線割引、国際線旅客便トランジット路線割引、関西圏ネットワーク拡充割引、国内線リージョナルジェット機割引、国内線旅客便新規路線割引、国内線貨物便増量割引及び国内旅客便オープンスポット特例における単位期間

期	単位期間
平成26年度の第1期	平成26年4月1日から 平成26年10月31日まで
平成26年度の第2期	平成26年11月1日から 平成27年3月31日まで
平成27年度の第1期	平成27年4月1日から 平成27年10月31日まで
平成27年度の第2期	平成27年11月1日から 平成28年3月31日まで
平成28年度の第1期	平成28年4月1日から 平成28年10月31日まで
平成28年度の第2期	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで
平成29年度の第1期	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで
平成29年度の第2期	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで
平成30年度の第1期	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで
平成30年度の第2期	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで
平成31年度の第1期	平成31年4月1日から 平成31年10月31日まで
平成31年度の第2期	平成31年11月1日から 平成32年3月31日まで
平成32年度の第1期	平成32年4月1日から 平成32年10月31日まで
平成32年度の第2期	平成32年11月1日から 平成33年3月31日まで
平成33年度の第1期	平成33年4月1日から 平成33年10月31日まで
平成33年度の第2期	平成33年11月1日から 平成34年3月31日まで

別表第3 国際線貨物便増量割引及び国際線旅客便オープンスポット特例における単位期間

期	単位期間
平成26年度の第1期	平成26年3月30日から 平成26年10月25日まで
平成26年度の第2期	平成26年10月26日から 平成27年3月28日まで
平成27年度の第1期	平成27年3月29日から 平成27年10月24日まで
平成27年度の第2期	平成27年10月25日から 平成28年3月26日まで
平成28年度の第1期	平成28年3月27日から 平成28年10月29日まで
平成28年度の第2期	平成28年10月30日から 平成29年3月25日まで
平成29年度の第1期	平成29年3月26日から 平成29年10月31日まで
平成29年度の第2期	平成29年11月1日から 平成30年3月31日まで
平成30年度の第1期	平成30年4月1日から 平成30年10月31日まで
平成30年度の第2期	平成30年11月1日から 平成31年3月31日まで
平成31年度の第1期	平成31年4月1日から 平成31年10月31日まで
平成31年度の第2期	平成31年11月1日から 平成32年3月31日まで
平成32年度の第1期	平成32年4月1日から 平成32年10月31日まで
平成32年度の第2期	平成32年11月1日から 平成33年3月31日まで
平成33年度の第1期	平成33年4月1日から 平成33年10月31日まで
平成33年度の第2期	平成33年11月1日から 平成34年3月31日まで

第1号様式（Ⅱの1関係）

関西国際空港国際線着陸料割引申請書
Application Form for KIX International Landing Charge Incentive

年 月 日
(Year/Month/Date)

関西エアポート株式会社(Kansai Airports)
代表取締役社長(CEO)

様

会社名(Company) 印
代表者名(Name of Representative)
所在地(Address)

関西国際空港の 年度第 期（ 月 日～ 月 日分）における国際線着陸料割引の適用を受けるため、以下の2項目を十分理解したうえで、下記書類を添付し申請いたします。

（1）関西国際空港供用規程第13条第2項第1号イに基づく関西国際空港の着陸料算定の特例を定める達により提供される国際線着陸料割引制度による割引であること。

（2）該当期間終了後、関西エアポート株式会社が同制度に基づき算定のうえ、適用条件に合致すると判断した場合においてのみ実施される割引であること。

I hereby understand the conditions below and submit this application form with the documents required to enjoy KIX International Landing Charge Incentive for the (First/Second) half of FY (through).

(1) The incentives are provided under the exceptions of landing charges at KIX established on a basis of KIX Airport Commission Regulation Article 13, Paragraph 2, item 1, イ.

(2) The incentives are provided only if KAP decides they are applicable to airlines after each period ends and KAP assesses applicability.

<必要書類/ Documents required to enjoy the incentives>

1. 対象期間の期初における運航スケジュール
(運航区間・機材・便名・ダイヤ・運航日/運航曜日等のわかるもの)
2. 会社概要（会社資本構成のわかるもの）
3. 割引額支払先口座
1. Flight Schedule as of the first date of the period
(which describes O&D, Aircraft type, Flight NO., Schedule & Operation day/date)
2. Company Guide (which describes shareholder composition)
3. Bank account for payment of the incentives

担当者連絡先(Contact of person in charge)

部署名(Department)

氏名(Name)

電話番号(Telephone NO.)

メールアドレス(E-mail address)

第2号様式（Ⅱの1関係）

関西国際空港国内線着陸料割引申請書
Application Form for KIX Domestic Landing Charge Incentive

年 月 日
(Year/Month/Date)

関西エアポート株式会社(Kansai Airports)
代表取締役社長(CEO)

様

会社名(Company) 印
代表者名(Name of Representative)
所在地(Address)

関西国際空港の 年度第 期（ 月 日～ 月 日分）における国内線着陸料割引の適用を受けるため、以下の2項目を十分理解したうえで、下記書類を添付し申請いたします。

（1）関西国際空港供用規程第13条第2項第1号イに基づく関西国際空港の着陸料算定の特例を定める達により提供される国内線着陸料割引制度による割引であること。

（2）該当期間終了後、関西エアポート株式会社が同制度に基づき算定のうえ、適用条件に合致すると判断した場合においてのみ実施される割引であること。

I hereby understand the conditions below and submit this application form with the documents required to enjoy KIX International Landing Charge Incentive for the (First/Second) half of FY (through).

(1) The incentives are provided under the exceptions of landing charges at KIX established on a basis of KIX Airport Commission Regulation Article 13, Paragraph 2, item 1, イ.

(2) The incentives are provided only if KAP decides they are applicable to airlines after each period ends and KAP assesses applicability.

<必要書類/ Documents required to enjoy the incentives>

1. 対象期間の期初における運航スケジュール
(運航区間・機材・便名・ダイヤ・運航日/運航曜日等のわかるもの)
2. 会社概要（会社資本構成のわかるもの）
3. 割引額支払先口座
1. Flight Schedule as of the first date of the period
(which describes O&D, Aircraft type, Flight NO., Schedule & Operation day/date)
2. Company Guide (which describes shareholder composition)
3. Bank account for payment of the incentives

担当者連絡先(Contact of person in charge)

部署名(Department)

氏名(Name)

電話番号(Telephone NO.)

メールアドレス(E-mail address)